

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年〇月〇日
環境省水・大気環境局
水環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

ピリダクロメチル、メトプロムロン

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和4年7月23日（土）～ 令和4年8月21日（日）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2通
- ・郵送 0通

(2) 御意見の延べ総数 2件

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>濃度が薄ければ大丈夫という考え方に疑問あり。農薬が撒かれた時点で、虫や植物を殺しており、それに巻き込まれた昆虫はやられてしまう。その場にいないとしても、たとえ薄くなったとしても鳥類やハナバチを始めとする昆虫に悪影響がないわけではない。</p> <p>承認農薬成分数だけで約600種もある我が国で、単品だけの濃度をせつせと計算しても、無意味ではないか？</p> <p>真面目に我が国の自然環境、ヒトを始めとする生物へのリスクを考えているなら、今後の農薬承認はやるべきではないし、すでに承認されているものも、順次禁止にすべき。</p>	<p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>鳥類及び野生ハナバチ類への影響は、当該動植物被害の評価の観点から予測した農薬の成分物質のばく露量が、当該動植物に著しい被害を生じるおそれがない量として設定された値を超えないことを確認しています。</p> <p>また、複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものはなく、現時点では評価は困難であると考えています。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p> <p>既に登録された農薬に対しても、順次、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行うこととしています。</p>

<p>2</p>	<p>濃度が薄ければ大丈夫というのには疑問です。 農薬を承認するのではなくて減らす方向にしましょう。</p>	<p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定されています。設定にあたっては、水域の生活環境動植物については、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域 PEC:水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が、陸域の生活環境動植物については、当該動植物被害の評価の観点の観点から予測した農薬の成分物質のばく露量が、それぞれの基準に適合することを確認しています。</p> <p><u>このように、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</u></p> <p><u>引き続きリスクの評価を行うとともに、環境に配慮した適切な農薬の使用等の推進に取り組んでまいります。</u></p>
----------	--	--